

新型コロナウイルス [地域保健] 関係 4.3③

令和2年4月3日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
地域保健担当理事 蔵並 貴子
宮下 明

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス関係の情報をお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菔 敏

日本医師会常任理事
平 川 俊 夫

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について (令和2年3月19日現在)

社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応につきましては、
本年3月16日付(健Ⅱ324)(介192)文書においてご連絡申し上げたところ
でございますが、今般、厚生労働省より各都道府県行政宛てに新たに本
件に関する事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

今回の事務連絡においては、本邦への上陸の申請日前14日以内に法務省
が指定する出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第5条第
1項第14号に基づく入国拒否の措置の対象地域に滞在歴がある外国人、中
華人民共和国湖北省又は浙江省で発行された同国旅券を所持する外国人
及び香港発船舶ウエステルダムに乗船していた外国人については、上陸拒
否の対象となっていることを踏まえ、(健Ⅱ324)(介192)文書においてお
知らせした同事務連絡を廃止し、本事務連絡の別紙のとおりとされる旨等
が記されております。

また、今後も状況に応じて、上陸拒否の対象となる地域等が拡大される
こと若しくは上陸拒否の対象から除外されることが想定されます。上陸拒
否の対象となる地域等については、法務省のホームページにおいて公表さ
れておりますので、適宜ご確認の上、本事務連絡の趣旨を踏まえ、ご対応
いただくようお願いする旨が記されております。

(別紙)

留意事項

(令和2年3月19日時点)

(1) 新型コロナウイルスについては、風邪やインフルエンザと同様に、まずはマスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染経路を断つことが重要である。職員、子ども、障害者や高齢者（以下「職員等」とする。）はもとより、面会者や委託業者等、職員等と接触する可能性があると考えられる者も含めて、「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)」や「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」等を参照の上、上記の対応を行うよう促すこと。

(参考)

- 「保育所における感染症対策ガイドライン」(厚労省)、P.8 (飛沫感染対策)、P.12 (接触感染対策)
- 「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」(厚労省)、P.4 (感染経路の遮断)

(2) 発熱(概ね37.5℃以上)や呼吸器症状により感染が疑われる職員等については、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について(令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局長務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)を踏まえて適切に対応すること。

(※1) 「新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け)」(令和2年3月18日時点版)では、世界保健機関(WHO)のQ&Aによれば、現時点の潜伏期間は1-12.5日(多くは5日-6日)とされており、また、他のコロナウイルスの情報などから、未感染者は14日間の健康状態の観察が推奨されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html
各都道府県に設置されている「帰国者・接触者相談センター」の一覧は下記をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-ki-kokusyasessyokusya.html

(3) 中華人民共和国で発生し、感染が世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症に関し、令和2年1月31日以降の乗次におわたり閣議了解、新型コロナウイルス感染症対策本部による公表等を踏まえ、概ね過去14日以内に法務省が指定する出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第5条第1項第14号に基づき入国拒否の措置の対象地域から帰国した職員等及び香港発船泊ウエステルダムに乗り船していた職員等(当該地域から帰国した者及び香港発船泊ウエステルダムに乗り船していた者と濃厚な接触をした者を含む。)については、保健福祉部局、保健所及び医師又は嘱託医と連携

のうえ、発熱(概ね37.5℃以上)や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の(ア)又は(イ)に従って対応すること。

該当する職員等がいる場合、施設長は、すみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求むること。

なお、対象地域等(※2)については、今後の流行状況に合わせて変更の可能性があるが、今後は、法務省のホームページ「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」において適宜確認をお願いしたい。

(※2)・中華人民共和国：湖北省、浙江省

・大韓民国：大邱広域市、慶尚北道の清道郡、慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、星州郡、寧越郡

・イラン・イスタラム共和国：ギーラーン州、コム州、テヘラン州、

アルボルズ州、イスファハン州

・ガズヴィーン州、ゴレスタン州、

セムナーン州、マーザンダラン州、

マルキヤズイ州、ロレスタン州

・イタリア共和国：ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州、

ピエモンテ州、マルケ州、ロンバルディア州、

プッレ・ダオスタ州、

トレンティノ＝アト・アディジェ州、

フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア州、

リグーリア州

・サンマリノ共和国：全ての地域

・スイス連邦共和国：ティチノー州、バーゼル＝シュツツト準州

・スペイン王国：ナバラ州、バスク州、マドリド州、ラ・リオハ州

・アイスランド共和国：全ての地域

・香港発船泊ウエステルダムに乗り船していた外国人

※令和2年3月19日時点

(参考) 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」(法務省)

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

(ア) 発熱等の症状により感染が疑われる職員等については、(2)に関わらず、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、センターから指定された医療機関を受診すること。

(イ) 現に症状がない職員等についても、帰国又は接触から14日間は外出を控えていただくよう、要請するとともに、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記(ア)に従うこと。

(4) 新型コロナウイルスに関しましては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、最新かつ正確な情報(※3)を保健所等

の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を職員に提供するとともに、必要に応じ、子どもや保護者、障害者及び高齢者、並びにこれらの家族に対する情報提供や相談対応に努めること。

(※3) 以下に掲載するHP等を活用し情報収集すること

・「新型コロナウイルス感染症の対応について」(内閣官房)

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

・新型コロナウイルス感染症について(厚労省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(5) 職員等に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルスに関する適切な知識を基に、新型コロナウイルスを理由とした偏見が生じないようにするなど、職員等の人権に十分配慮すること。

(問合せ先)

<新型コロナウイルス関連肺炎についての厚生労働省電話相談窓口>

TEL:0120-565653(フリーダイヤル)

※受付時間 9時00分～21時00分(土日・祝日も実施)

<児童福祉施設等に関するお問い合わせ>

○厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課

TEL:03-5253-1111(内線4867、4868)

○厚生労働省子ども家庭局母子保健課

TEL:03-5253-1111(内線4976、4977)

<保護施設に関するお問い合わせ>

○厚生労働省社会・援護局保護課

TEL:03-5253-1111(内線2824)

<障害福祉サービス事業所等に関するお問い合わせ>

○厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

TEL:03-5253-1111(内線3148)

<介護保険サービスに関するお問い合わせ>

○厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

TEL:03-5253-1111(内線3975、3973)

○厚生労働省老健局高齢者支援課

TEL:03-5253-1111(内線3929、3971)

○厚生労働省老健局振興課

TEL:03-5253-1111(内線3937、3979)

○厚生労働省老健局老人保健課

TEL:03-5253-1111(内線3948、3949)

③接触感染

感染源に直接触れることで伝播がおこる感染（握手、だっこ、キス等）と汚染された物を介して伝播がおこる間接接触による感染（ドアノブ、手すり、遊具等）があります。通常、接触感染は、体の表面に病原体が付着しただけでは感染は成立しませんが、病原体が体内に侵入することで感染が成立します。病原体の付着した手で口、鼻又は眼をさわること、病原体の付着した遊具等を舐めること等によって病原体が体内に侵入します。また、傷のある皮膚から病原体が侵入する場合があります。

（保育所における身体的な対策）

- ・接触によって体の表面に病原体が付着しただけでは感染は成立しません。
 - ・遊具を直接なめるなどの例外もありますが、多くの場合は病原体の付着した手で口、鼻又は眼をさわることによって、体内に病原体が侵入して感染が成立します。
 - ・最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いができ、常に実施することが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ことを理由に手洗いが不十分になることは避けなければなりません。忙しい保育所等の乳幼児の集団生活施設においては、子どもの年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切です。
 - ・タオルの共用は絶対に行わないようにします。手洗いの時にはペーパータオルを使用することが理想的です。ペーパータオルの常用が困難な場合でも、感染対策の一環として、ノロウイルス、ロタウイルス等による感染性胃腸炎が保育所内で発生している期間中は、ペーパータオルを使用することが推奨されます。
 - ・固形石けんは、1回ずつ個別に使用できる液体石けんと比較して、保管時に不潔になりやすいということに注意が必要です。
 - ・消毒には適切な「医薬品」及び「医薬部外品」を使います。嘔吐物、下痢便、患者の血液等の体液が付着している箇所については、それらを丁寧に取り除き、適切に処理した後に消毒を行います。嘔吐物等が残っていると、その後の消毒効果が低下します。また、消毒は患者が直接触った物を中心に適切に行います。
- （参照：「別添2 保育所における消毒の種類と方法」（p.68））
- ・健康な皮膚は強固なバリアとして機能しますが、皮膚に傷等がある場合には、そこから侵入し、感染する場合があります。このため、皮膚に傷等がある場合は、その部位を覆うことが対策の一つとなります。

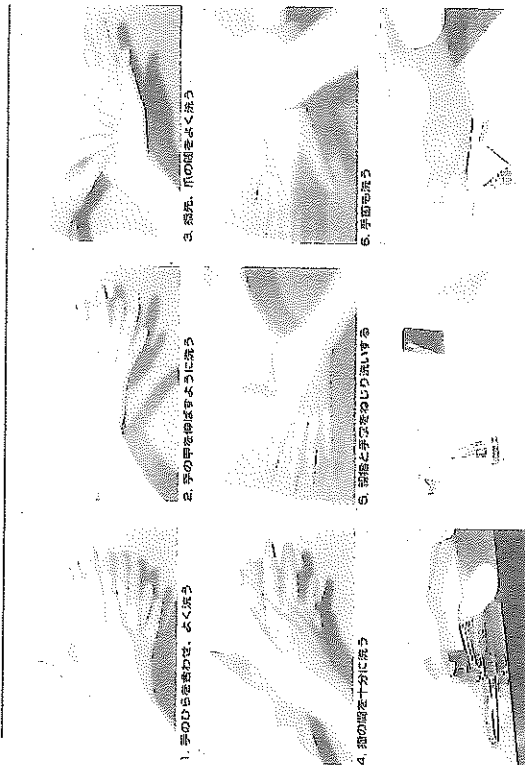
＜正しい手洗いの方法＞

以下の手順で、30秒以上、石けんを用いて流水で行いましょう。

- ① 液体石けんを泡立て、手のひらをよくこすりこす。
 - ② 手の甲を伸ばすようにこすりこす。
 - ③ 指先とつめの間を念入りにこすりこす。
 - ④ 親指を組み、指の間を洗います。
 - ⑤ 親指を反対の手でにぎり、ねじり洗いをします。
 - ⑥ 手指を洗い、よくすすぎ、その後よく乾燥させます。
- * 年齢の低い子どもには手洗いが難しいので、保護者や保育士、年上の子どもと一緒に洗う、手本を示すなどして、少しずつ手洗いを覚えていきましょう。

図4 手洗いの順序

手洗いの順序



7. 水拭の後を拭くときは、手拭が特に出る、できれば紙は、ペーパータオルを使用する